

消費税法改正に伴う水道料金及び下水道使用料について

消費税法改正に伴い、令和元年10月1日から水道料金と下水道使用料に含まれる消費税相当額及び地方消費税相当額の税率が10%に改定されます。

ただし、令和元年9月30日以前から継続して使用している場合、経過措置として令和元年10月1日以降の一回目の検針分に限り従前の8%が適用になります。

【令和元年9月30日以前から継続的に使用されている場合】

	令和元年 8月	令和元年 9月	令和元年 10月	令和元年 11月	令和元年 12月	令和2年 1月
毎月 検針	9月分 8%	10月分 8%	11月分 10%	12月分 10%	1月分 10%	2月分 10%
	9-10月分 8%		11-12月分 10%		1-2月分 10%	
偶数 月 検針	8-9月分 8%		10-11月分 8%		12-1月分 10%	
	8-9月分 8%		10-11月分 8%		12-1月分 10%	

10月1日 税率改正10%

【令和元年10月1日以降に使用開始される場合】

最初の水道料金及び下水道使用料から新税率10%が適用されます。

【新旧料金比較】 例) 2か月で30m³使用した場合

旧税率8%

水道料金 2,830円 × 1.08 = 3,056円

下水道使用料 2,640円 × 1.08 = 2,851円

合計 5,907円

新税率10%

水道料金 2,830円 × 1.10 = 3,113円

下水道使用料 2,640円 × 1.10 = 2,904円

合計 6,017円

差額 110円

お問い合わせ 営業課044-200-3390